

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集

建設現場の交通事故防止策

### ダンプの運転マナーが向上

東京外環自動車道市川中工事

## ニュース

### 非定常作業でリスク評価

中災防 自動生産設備の安全指針見直しへ

## 続・造船現場サイゼンセン

### 災害防止はトップダウンの継続で！

今治造船丸亀事業本部

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2257

2016

5 / 1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ  
パール社労士オフィス  
21 兵庫会

所長 藤本 佳子

美容師アシスタントが皮脂欠乏性湿疹を発症

### ■ 災害のあらまし ■

某美容院に美容師のアシスタントとして勤務するAは、主に洗髪業務に従事していた。指に切り傷のようなあかぎれができ、乾燥して痛みや痒みを伴い、腕は赤く腫れ上がり、症状がひどくなったため、皮膚科を受診したところ、「皮脂欠乏性湿疹」（以下、本件疾病）と診断された。

Aは、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、労災請求をしたが、労働基準監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、不支給の処分を行った。Aは、この処分を不服として、審査請求を行った。

### ■ 判断 ■

理美容従事者の皮膚疾患に関しては、シャンプーやパーマ液に含まれる有害物質が原因であるとして、労災の適用が認められることがある。しかし、労基署は医師の所見を踏まえ、手荒れの症状は、もともと皮膚の弱い遺伝性の体質（アトピー体質）であったAが、美容業に就いたことにより、慢性の湿疹が生じたとして「業務起因性」の判断は難しいとし、業務外とした。

その後、審査請求によって、調べを進めたところ、業務上の有害因子にばく露したことにより基礎疾患または既存疾病の自然経過を超えて増悪し、発症したと医学的に認められるとして、本件疾病は「業務起因性」が認められ、業務上と判断された。

### ■ 解説 ■

ある職業の労働者に特定の病気が発症するケースが多く見られるなど、仕事と病気の関係が強く現れることがある。「職業性疾病（長期間にわたり業務に伴う有害作用

第 218 回

を受けることによって疾病にかかるもの)」  
と言われるもので、理美容従事者の手が薬  
液で荒れてしまう、これも「職業性疾病」  
の一つである。

労災認定においては、「業務遂行性」と  
「業務起因性」が認められるか否かが判断  
基準となるが、業務に起因する疾病につい  
ては、その発生上の特色から「業務起因性」  
を基準とする場合が多い。業務中に発症し  
たものがすべて業務上の疾病となるもので  
はないが、その疾病と業務との間に相当因  
果関係が認められれば、一般的に労災の認  
定は受けられる。

しかし、「業務起因性」を立証するのは  
困難な場合が多いことから、医学的に因果  
関係が明確になっている特定の疾病につい  
ては労働基準法施行規則別表第1の2に列  
挙されている。これらに関しては、一定要  
件を満たし、かつ特段の反証のない限り、  
因果関係を立証しなくても業務起因性を推  
定することになっている。

今回のケースは、ここに具体的に列挙  
された疾病ではないため、手荒れの原因が  
業務に起因するものかどうか争点となっ  
た。

一般的に、労働者に発症した疾病につい  
て、次の3要件が満たされる場合には、原  
則として業務上疾病と認められる。

- ①労働の場に有害因子が存在していること
- ②健康障害を起こし得るほどの有害因子  
にさらされたこと
- ③発症の経過および病態が医学的にみて  
妥当であること

皮膚疾患については、業務中に使用して  
いる薬剤に有害物質が含まれていて、その  
有害物質にその傷病を引き起こす可能性が  
ある、業務以外にその傷病を発症する原因



が考えられない、などの要件があれば認定  
される可能性がある。

Aは、新人スタッフとして主に洗髪業務  
を行っており、他の従業員と比べてその業  
務量は多かった。また、業務で使用してい  
たシャンプー剤の成分には、皮膚への刺激  
が強く、手荒れの原因となり得る物質が含  
まれており、主治医の意見も、シャンプー  
により「皮脂欠乏症」を引き起こす可能性  
が高く、皮膚に多数の傷、亀裂が生じやす  
くなり、その状態のままシャンプーの洗浄  
処置を継続すると、症状が悪化することが  
認められるとのことであった。

よって、業務と相当因果関係があると判  
断された。

なお、業務以外の身体的要因や日常生活  
上の他の原因と業務とが競合して発病した  
場合でも、労災認定される可能性があるこ  
とを付け加えておく。

理美容業のほかにも、医療従事者、調理  
師、飲食業、建設業、農林業、清掃業、事  
務職などに職業性の皮膚疾患にり患する確  
率が高い傾向がある。原因は、職業によっ  
てさまざまであるが、手荒れが原因の離職  
も深刻な問題となっているだけに、早急  
に対策を講じたいところである。